(証券コード5936)
平成20年６月３日

株　主　各　位

大阪市中央区南船場二丁目３番２号
東洋シヤッター株式会社
代表取締役社長　藤　田　和　育

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓　ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。
　さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成20年６月19日（木曜日）午後５時15分までに到着するよう折り返しご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

1．日　　時　平成20年６月20日（金曜日）　午前10時
2．場　　所　大阪市中央区南船場２丁目４番10号
　チサンホテル心斎橋　第一会場
3．目的事項
報告事項
1．第53期（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第53期（平成19年４月１日から平成20年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役６名選任の件
第３号議案　監査役３名選任の件
第４号議案　監査役補欠者１名選任の件
第５号議案　取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止にともなう打切り支給の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎株主総会参考書類および事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.toyo-shutter.co.jp）に掲載させていただきます。

添 付 書 類

事　業　報　告

（平成19年４月１日から
平成20年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業業績、民間設備投資の増加、雇用情勢の好転等により緩やかな回復基調を持続いたしましたが、後半には、原材料の一層の高騰や米国経済の減速感等不安定な要素も現れてまいりました。

当シャッター業界におきましては、民間設備投資の好調がありましたが、原材料価格の高値圏での推移および建設業界の厳しい受注競争に加え、平成19年６月施行の改正建築基準法により工事着工の遅れ等大きな影響があり、引き続き厳しい状況で推移しました。

このような状況の下、当社グループは、概ね平成20年１月28日に公表しました『業績予想および配当予想の修正に関するお知らせ』のとおりの経営成績となり、売上高は平成19年５月14日の決算発表時に公表しました当初の予想を達成いたしましたが、利益面では利益率の高い期中に受注し期中に完工する短納期の小型物件の受注が減少し、それにともなう受注競争の激化もあり当初の予想を下回りました。

売上高は22,105百万円と前年同期比4.0％増となり、受注残高は前年同期比8.7％減の6,056百万円となりました。

利益面におきましては、営業利益は前年同期比23.1％減の742百万円、経常利益は前年同期比24.4％減の608百万円、当期純利益は前年同期比228.8％増の2,447百万円となりました。

(2)資金調達の状況および設備投資の状況

当連結会計年度中においては、重要な資金調達を行っておりません。

当連結会計年度における設備投資は、総額269百万円であり、その主なものは、設備の更新であります。

なお、上記のほかに設備投資およびIT関連に係るリース契約額が29百万円あります。

また、設備投資の所要資金は、自己資金でまかなっております。

(3)対処すべき課題

中期的な経営戦略

当社グループの中期的な経営戦略といたしまして、平成18年４月をスタートとする新中期経営計画『レボリューション３』(平成18年４月～平成21年３月）を策定しておりました。しかし、基本的戦略については変更ありませんが、平成20年度においては、建築確認厳格化の影響で物件の着工が遅れ気味であること、原材料の値上がりが予想される中で収益重視の観点により選別受注が必要となることから、売上および利益両面で厳しい状況が予想されます。よって平成21年３月期損益計画といたしましては、売上高22,000百万円、営業利益1,000百万円、経常利益880百万円、当期純利益800百万円を見込んでおります。

株主各位におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

[中期経営計画骨子]

①組織改革による意思決定の迅速化と組織の強化

・執行役員制度と本部制導入により意思決定を迅速化し、収益機会の増大を図る。

・危機管理・内部統制体制施行による組織体制強化。

②業容拡大および効率化のための設備投資

・生産設備への積極的投資による生産効率増大、経費削減。

・効果的な営業拠点見直しにより営業の質的強化を図る。

・IT投資による会社経営の効率化。

③リテール営業の更なる強化

・従来に引き続き、リテール営業基盤強化による収益機会の拡大。

・スチールドア販売をリテール営業で積極展開することによる収益機会の拡大。

(4)財産および損益の状況の推移

区　　分	平成16年度 第50期	平成17年度 第51期	平成18年度 第52期	平成19年度 第53期 (当連結会計年度)
受　注　高	19,834,462千円	20,623,128千円	21,878,691千円	21,524,575千円
売　上　高	19,834,039千円	20,421,736千円	21,250,339千円	22,105,060千円
経常利益	883,637千円	881,289千円	805,519千円	608,682千円
当期純利益	816,121千円	823,706千円	744,367千円	2,447,430千円
１株当たり当期純利益	15円78銭	14円75銭	131円84銭	460円32銭
総　資　産	18,216,668千円	17,612,188千円	19,546,411千円	18,347,972千円
純　資　産	3,049,911千円	3,867,752千円	4,385,656千円	6,476,245千円

(注) 1. １株当たり当期純利益は、連結当期純利益から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、期中平均普通株式数（除く自己株式数）で除して算出しております。

2. 平成18年度（第52期）において、平成18年９月１日付で株式10株を１株に併合しております。

(5)重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会　社　名	資 本 金	当 社 の 出資比率	主要な事業内容
南東洋シヤッター株式会社	20,000 千円	100 %	外 注 業 務 の 請 負

(6)主要な事業内容

各種シャッターおよびその他の建築用建具・建材の製造・取付および販売
防災・防犯機器の製造・取付および販売
建築用金物・船舶用金具・装飾金物・家具厨房機器の製造および販売
建築物の設備機器・資材・什器設備・消耗品の仕入・販売および輸出入に関する業務
各種電気輸送機および電気装置用機械器具ならびに材料の販売・据付および修理
上記の保守業務
不動産の売買・賃貸借・仲介および管理
工業所有権・著作権等の無体財産権・ノウハウ・システムエンジニアリング・その他ソフトウェアの取得・貸与および販売
上記に関連する業務

(7)主要な営業所および工場

本　　社　(大阪市)
東京本社　(東京都中央区)
支　　店　東京支店(東京都中央区)、東京ビル建支店(東京都中央区)、
東日本メンテ支店(東京都墨田区)、横浜支店(横浜市)、
名古屋支店(名古屋市)、京都支店(京都市)、大阪支店(大阪市)、
大阪ビル建支店(大阪市)、関西メンテ支店(大阪市)、
神戸支店(神戸市)、中四国支店(広島市)、九州支店(福岡県糟屋郡)、
西日本メンテ支店(福岡県糟屋郡)
営 業 所　全国主要都市56ヶ所
工　　場　つくば工場(茨城県稲敷市)、奈良工場(奈良県磯城郡)、
九州工場(鹿児島県姶良郡)
子 会 社　南東洋シヤッター株式会社(鹿児島県姶良郡)

(8)従業員の状況

企業集団の従業員の状況

事業の部門等の名称	従業員数
管理部門	62 名
営業部門	469
製造部門	142
合計	673

(注) 上記従業員数には、当社グループから当社グループ外への出向者２名を除いた就業人員であります。また、上記従業員数には嘱託従業員およびパート従業員（合計113名）は含んでおりません。

(9)主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	2,828,571 千円
株式会社三井住友銀行	1,178,571
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	1,178,571
株式会社りそな銀行	342,857
住友信託銀行株式会社	171,428

(注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため総額1,000百万円のコミットメントライン契約を締結しており当事業年度末日現在の借入金未実行残高は500百万円であります。

2. 会社の株式に関する事項

(1)発行済株式の総数

①発行可能株式総数	普通株式	17,748,000株
	第１回優先株式	3,000,000株
②発行済株式の総数	普通株式	5,187,123株（自己株式含む）
	第１回優先株式	2,000,000株

(2)株主数

普通株式	7,234名
第１回優先株式	1名

(3)大株主

(普通株式)

株主名	持株数
株式会社みずほ銀行	252千株
東洋シヤッター取引先持株会	176
東洋シヤッター従業員持株会	164
日本生命保険相互会社	149
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	141
スガツネ工業株式会社	102
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	101
新光証券株式会社	81
中央不動産株式会社	64
株式会社みずほコーポレート銀行	60

(注) 上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社	141千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	101千株

(第1回優先株式)

株主名	持株数
株式会社みずほ銀行	2,000千株

(注) 第1回優先株式は議決権を有しておりません。

(4)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1)取締役および監査役

地位	氏名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	藤田和育	執行役員社長、経営統括
代表取締役副社長	山本宣	執行役員副社長、執行統括
専務取締役	岩出政和	専務執行役員、生産製品本部長
取締役	岡田敏夫	常務執行役員、企画管理本部長兼新規事業開発部長
取締役	生瀬均	常務執行役員、営業本部長兼東日本営業ユニット部門長
取締役	小田修	内部統制統括部長
常勤監査役	青山幹雄	
常勤監査役	山口正明	
監査役	津田尚廣	(弁護士　なにわ橋法律事務所パートナー)
監査役	堤昌彦	(公認会計士　堤公認会計士事務所所長)

(注) 1. 監査役　津田　尚廣氏、堤　昌彦氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役　津田　尚廣氏は、弁護士としての豊かな経験と優れた識見を有するものであります。
3. 監査役　堤　昌彦氏は、公認会計士としての豊富な経験と優れた識見を有するものであります。
4. 当社は法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者小林喜雄氏を選任しております。
5. 当社は執行役員制度を採用しており、平成20年３月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員社長	藤田和育	代表取締役社長、経営統括
執行役員副社長	山本宣	代表取締役副社長、執行統括
専務執行役員	岩出政和	専務取締役、生産製品本部長
常務執行役員	岡田敏夫	取締役、企画管理本部長兼新規事業開発部長
常務執行役員	生瀬均	取締役、営業本部長兼東日本営業ユニット部門長
常務執行役員	三邑政輝	生産製品本部副本部長
常務執行役員	右川久善	営業本部副本部長兼関西営業ユニット部門長
常務執行役員	丸山明雄	企画管理本部副本部長兼経理部長
上席執行役員	増山久雄	営業本部営業管理部長
執行役員	加茂達男	生産製品本部生産ユニット部門長
執行役員	金久史郎	営業本部西日本営業ユニット部門長兼西日本営業推進部長
執行役員	村中正人	営業本部メンテ営業ユニット部門長
執行役員	松本泰介	営業本部大阪ビル建支店長

(2)取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	人　　数	当期支給額	摘　　要
取　締　役	6　人	105,752　千円	
監　査　役	4　人	26,784　千円	
計	10　人	132,536　千円	

(3)社外役員に関する事項

監査役　　津田　尚廣、堤　昌彦

ア．他の会社の業務執行者との兼職状況

該当事項はありません。

イ．他の会社の社外役員の兼任状況

監査役　津田　尚廣　株式会社アイディーユー、株式会社大林組、株式会社ＰＧＳホームの社外監査役であります。

監査役　堤　　昌彦　株式会社ニチダイの社外監査役であります。

ウ．当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会(21回開催)	監査役会(10回開催)
	出席回数(回) 出席率(%)	出席回数(回) 出席率(%)
監　査　役　　津田　尚廣	19回・90.5%	10回・100%
監　査　役　　堤　　昌彦	18回・85.7%	10回・100%

各社外監査役は取締役会に出席し、それぞれの専門的見地から、公正な意見の表明を行いました。また、監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の職務執行に関する事項について、意見の表明を行いました。

エ．責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、社外監査役と、当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

当該定款に基づき当社が社外監査役の全員と契約した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外監査役は、本契約締結以降社外監査役として職務をなすにつき、善意にしてかつ重大な過失なくその任務を怠ったことにより会社に損害を加えた場合は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする。

オ．社外役員の報酬等の総額

区　　分	人　　数	当期支給額
社外役員の報酬等の総額	2　人	4,800　千円

5. 会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

栄監査法人

(2)責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 報酬等の額	25,950 千円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	25,950 千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、①の金額には金融商品取引法の監査の報酬等の額を含めております。

(4)非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5)解任または不再任の決定の方針

当社監査役会が会社法第340条第１項に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制および方針

(1)取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「TS役職員行動規範」を定めるとともに、役員を対象とした「役員規程」を定め、これらの遵守を図ります。取締役会については「取締役会規則」を定め、その適切な運営を確保しつつ、月１回の開催実績を維持し、その他必要に応じ随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互の業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止します。

また、当社は監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める「監査役監査基準」に従い、各監査役の監査対象であります。その他に、弁護士事務所等外部専門家に顧問を委嘱し経営機能の強化を図ります。取締役が他の取締役の法令定款違反を発見した場合は直ちに監査役会および取締役会に報告し、その是正を図ります。後述する項番５の各条項は取締役の行為にも向けられており、その整備・確立も取締役の法令違反の抑制・防止に寄与するものであります。

(2)取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係わる情報については、「文書管理規程」に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持することとします。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は会社経営を取り巻く各種リスク発生時の対応策として、「TSコンティンジェンシープラン」を定め、リスクの低減に努めるものとします。

②同じく各種リスクへの管理部署として、業務の執行部門から独立した組織として内部統制統括部を設置します。内部統制統括部にはコンプライアンス室、リスク管理室、業務監査室、品質管理室を置き、各種リスクの検証、計量、対応指導を行います。

③内部統制統括部は業務監査室が「内部監査規程」に基づいて内部監査を行う他、各室がリスク管理に係わる規程を定め行動します。

④役員全員を中心として構成するリスク管理委員会を設置し、内部統制統括部で把握した当社のリスクに関する事象への全社的対応の協議を行います。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①中期経営計画・年度計画を策定し、経営ビジョン・経営戦略を周知徹底するとともに、部署毎の目標設定により行動基準を明確化し、各業務執行ラインが目標達成のため活動することとします。また、計画の進捗状況についても定期的に検証を行います。

②職務の執行については、「組織規程」に職務分掌を明確化するとともに、「取締役会規則」、「稟議規程」等で権限を明確化し、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとします。

(5)使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

①当社のコンプライアンス体制を網羅するものとして「TS役職員行動規範」を定め、当社のコンプライアンスに関する基本方針、概念、社内体制、内部通報体制、遵守事項を明確化します。

②コンプライアンス対応部署として、業務執行部門から独立した組織の内部統制統括部にコンプライアンス室を置き、コンプライアンス問題への対応、教育啓蒙を行います。

③役員全員を中心として構成するコンプライアンス委員会を設置し、内部統制統括部で把握した当社のコンプライアンスに関する事象への全社的対応の方針協議を行います。
④内部監査部門として、業務執行部門から独立した組織の内部統制統括部に業務監査室を置き、使用人の業務執行状況を監査します。
⑤監査役は当社の法令遵守体制および内部通報体制の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとします。

(6)株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保する体制

①グループ会社の業務の適正を確保するため、「TS役職員行動規範」をグループ会社にも適用し周知徹底するものとします。
②グループ会社は当社に準じて規程類を整備するものとします。
③グループ会社には「関係会社管理規程」に基づき、内部統制統括部業務監査室による内部監査を実施し、その業務の適正が確保されているか検証するものとします。
④同じく、内部統制統括部各室により、各種リスクの検証、計量、対応指導を行います。
⑤監査役はグループ会社の業務の適正の確保に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとします。

(7)監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

①監査役の職務を補助すべき使用人を、当社は置きません。
②ただし、監査役から求めがあった場合は当社の使用人から若干名を任命するものとします。
③監査役補助者の任命・解任・人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会において決定するものとし、取締役からの独立性を確保するものとします。
④監査役補助者は、業務の執行に係わる役職を兼務しないこととします。

(8)取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①取締役および使用人は、監査役会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行うものとします。

②前項の報告・情報提供の主なものは、次のとおりとします。
イ．当社の内部統制システム構築に係わる部門の活動状況。
ロ．当社のグループ会社内部監査の活動状況。
ハ．当社の重要な会計方針、会計基準およびその変更。
ニ．業績および業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容。
ホ．内部通報制度の運用および通報の内容。
ヘ．稟議書および監査役から要求された会議議事録回付の義務付け。

(9)財務報告の信頼性を確保するための体制

①財務報告の信頼性確保および、金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行います。
②内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行います。

(10)反社会的勢力排除に向けた体制

①社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応します。
②反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、内部統制統括部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応します。

7. 株式会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1)基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。もっとも、当社の株主のあり方について当社は、証券取引所への上場により株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えておりますので、会社を支配する者のあり方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

したがって、会社の支配権の移転をともなう買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、当社普通株式の大量の買付行為や買付提案の中には、株主に普通株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、上記の例を含め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えております。

近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく一方的に大量の株式の買付を強行するといった動きが顕在化しつつあり、こうした大量買付により、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されるおそれも増大しています。

とりわけ、シャッター業界における厳しい競争の中、当社が今後も持続的に企業価値を確保・向上させていくためには、当社の、設計・製造・施工の一貫システム体制の構築、維持および適切な運用が必要であります。当該一貫システム体制は当社が長年にわたり蓄積した経営ノウハウに基づき構築されたものであり、これにより、お客様の多様なニーズに対して適切かつ柔軟に対応することが可能となっております。これらが当社の株式の買付を行うものにより中長期的に維持され、向上させられなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。また、当該一貫システム体制を運用するにあたっては、設計・製造・施工に関する専門的知識や、主に従業員に蓄積されている運用ノウハウおよび経験が必要であり、かつ、お客様との長期にわたる関係構築が不可欠であります。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社普通株式に対する大量買付が行われた際に、かかる大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断しております。

(2)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成19年６月22日開催の第52回定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社普通株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策、以下「本プラン」という）の導入を決議しました。

本プランは、本プランに定められた手続きに従うことなく当社株式の買付等を行い、その保有割合が20%以上となる場合等、買付者等による買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害する恐れがあると認められた場合に発動されるものであり、発動においては別に定められた規程により構成された独立委員会による勧告を最大限尊重することにより、当社取締役会の恣意的判断を排することとしています。

本プランのスキームは事前警告型ライツプランでありますが、本プランの規程に従い発行される新株予約権の無償割当と行使により、買付者等の買付等における株式保有割合の希釈化を図ります。この場合、必要に応じてあるいは規程に従い、適切な情報開示を株主の皆様方に行うこととしています。

なお、本プランの有効期間は決議のときから３年間であります。本プランに基づいて新株予約権の無償割当を行う場合には、この期間内に当社取締役会においてその決議を行うものとします。

(3)本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値または株主の共同利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持が目的でないことおよびその理由

当社取締役会は、以下の理由により、本プランが当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものではなく、当社の役員の地位の維持を目的とすることでないことを判断しております。

①買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」（経済産業省および法務省、平成17年５月27日発表）に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
③株主意思を重視するものであること
　有効期間満了前であっても、株主総会において本プランの廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止することとなります。これにより、株主の皆様の意思が反映されることとなります。
④独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示
　本プランの運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を除去し、運用に関する実質的判断を行う機関として、当社の業務執行を行う経営陣から独立している「独立委員会」を設置しております。
　同委員会は、本プランの恣意的運用を行うことがないように厳しく監視を行うとともに、同委員会の判断の概要については、株主の皆様へ情報開示を行うことになっており、透明性を確保しております。
　なお、「独立委員会」は次の３名で構成されております。
高木　新二郎氏（弁護士）　宮﨑　誠氏（弁護士）　新保　克芳氏（弁護士）
⑤合理的な客観的な発動要件の設定
　独立委員会の根拠となる規程においては、本プランの発動手続きにおいては、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されております。
⑥第三者専門家の意見の取得
　独立委員会は、その判断の公平性・客観性を担保するために、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士等の専門家）の助言を得ることができることとされており、その費用は当社が負担いたします。
⑦当社取締役の任期は１年であること
　当社取締役の任期は１年でありますので、毎年の取締役の選任を通じて、本プランに対する株主の意向を反映させることが可能です。

8．剰余金の配当等に関する方針

　当社グループは、中長期的な成長による企業価値向上と株主の皆様への利益還元とのバランス最適化を最重要課題のひとつとして位置付けしております。更なる飛躍のための設備投資や研究開発投資に必要な内部留保の確保、財務状況や業績等勘案しながら、当期純利益に対する配当性向20%を最低確保しつつ、今後の業績に見合った配当を継続していきたいと考えております。
　この方針に基づき、当期の剰余金の配当としましては、期末配当を１株当たり12円00銭とすることを、平成20年５月12日開催の取締役会で決定しており、中間配当18円00銭とあわせて年間30円00銭としております。なお、厚生年金基金代行返上にともなう代行返上益1,900百万円は、キャッシュ・フローをともなわない会計処理上の処理となりますので、自己資本の充実に当てさせていただくということで除外した当期純利益に対する配当性向は28.2%であります。
　また、平成21年３月期の配当につきましては、平成18年４月をスタートとする中期経営計画『レボリューション３』(平成18年４月～平成21年３月）３年度計画通りの当期純利益800百万円に対する配当性向21.3%である１株当たり年間30円00銭の配当を予定しております。

本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成20年３月31日現在)　　単位：千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**9,360,362**	**流動負債**	**9,857,252**
現金及び預金	698,092	支払手形及び買掛金	4,227,294
受取手形及び売掛金	4,729,508	短期借入金	3,500,000
棚卸資産	2,833,364	長期借入金(1年以内返済予定)	500,000
その他	1,141,069	未払金	430,296
貸倒引当金	△ 41,671	未払法人税等	76,328
固定資産	**8,987,609**	賞与引当金	221,312
有形固定資産	**8,471,190**	その他	902,022
建物及び構築物	3,616,068	**固定負債**	**2,014,474**
機械装置及び運搬具	543,802	長期借入金	2,000,000
工具器具備品	163,858	長期繰延税金負債	4
土地	4,147,461	退職給付引当金	14,469
無形固定資産	**55,637**	**負債合計**	**11,871,727**
電話加入権	37,041	**純資産の部**	
その他	18,595	**株主資本**	**6,476,239**
投資その他の資産	**460,781**	**資本金**	**1,838,213**
投資有価証券	12,822	**資本剰余金**	**0**
その他	517,186	**利益剰余金**	**4,671,235**
貸倒引当金	△ 69,227	**自己株式**	△ **33,210**
		評価・換算差額等	**6**
		その他有価証券評価差額金	**6**
		純資産合計	**6,476,245**
資産合計	**18,347,972**	**負債・純資産合計**	**18,347,972**

連結損益計算書

（平成19年４月１日から
平成20年３月31日まで）

単位：千円

科目	金	額
売上高		22,105,060
売上原価		16,750,848
売上総利益		**5,354,212**
販売費及び一般管理費		4,611,340
営業利益		**742,871**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,950	
償却債権取立益	3,503	
受取手数料	4,332	
受取保険配当金	12,572	
受取賠償金	5,500	
その他	5,139	32,998
営業外費用		
支払利息	113,888	
借入手数料	28,989	
その他	24,309	167,187
経常利益		**608,682**
特別利益		
厚生年金基金代行返上益	1,900,264	1,900,264
税金等調整前当期純利益		**2,508,947**
法人税、住民税及び事業税		61,517
当期純利益		**2,447,430**

連結株主資本等変動計算書

（平成19年４月１日から
平成20年３月31日まで）

単位：千円

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年３月31日残高	1,838,213	0	2,575,014	△ 27,614	4,385,614
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 351,209		△ 351,209
当期純利益			2,447,430		2,447,430
自己株式の取得				△ 5,595	△ 5,595
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			2,096,220	△ 5,595	2,090,625
平成20年３月31日残高	1,838,213	0	4,671,235	△ 33,210	6,476,239

単位：千円

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年３月31日残高	42	42	4,385,656
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 351,209
当期純利益			2,447,430
自己株式の取得			△ 5,595
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 36	△ 36	△ 36
連結会計年度中の変動額合計	△ 36	△ 36	2,090,588
平成20年３月31日残高	6	6	6,476,245

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1．連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結しております。

連結子会社　　１社

南東洋シヤッター株式会社

なお、持分法適用会社はありません。

2．連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結決算日と一致しております。

3．会計処理基準に関する事項

(1)重要な資産の評価基準および評価方法

①有　価　証　券

その他有価証券

時価のあるもの　決算期末日の市場価格等に基づく時価法

なお、評価差額金は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。

時価のないもの　総平均法による原価法

②棚　卸　資　産　主として移動平均法による原価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却方法

①有形固定資産　ａ平成19年３月31日以前に取得したもの　主として旧定額法

ｂ平成19年４月１日以降に取得したもの　主として定額法

なお、主な耐用年数は建物３～50年、機械装置及び運搬具２～13年になります。

(会計方針の変更)

法人税法の改正（(所得税法等の一部を改正する法律平成19年３月30日法律第６号）および（法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年３月30日政令第83号)）にともない、平成19年４月１日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しています。なお、この変更による損益に与える影響額は軽微です。

(追加情報)

上記税法の改正により、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっています。

上記により、売上総利益は、30,985千円、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益および当期純利益はそれぞれ36,857千円減少しています。

②無形固定資産　主として定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3)重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金　債権の貸倒損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、債権の回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金　従業員に対する賞与支払に備えて、支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

③退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。
当社においては、当連結会計年度末にて前払年金費用459,876千円を資産に計上しております。
会計基準変更時差異（942,881千円）については、15年による按分額を費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。
(追加情報)
当社は、確定給付企業年金法の施行にともない、厚生年金基金の代行部分について平成19年７月１日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けています。当連結会計年度における損益に与えている影響額は、特別利益として1,900,264千円計上されています。

(4)その他連結計算書類作成のための重要な事項
①重要なリース取引の処理方法　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
②消費税等の会計処理方法　税抜方式を採用しております。

4．連結子会社の資産および負債の評価に関する事項
全面時価評価法を採用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産は次のとおりであります。

土　　地	4,144,837千円
建物及び構築物	3,506,359千円
計	7,651,197千円

上記に対応する債務は次のとおりであります。

借　入　金	6,000,000千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　7,477,312千円

3．コミットメントライン契約　運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行５行とコミットメントライン契約を締結しております。
当連結会計年度末におけるコミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	1,000,000千円
当連結会計年度末借入未実行残高	500,000千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普　通　株　式	5,187,123株
第１回優先株式	2,000,000株

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成19年５月14日取締役会	普　通　株　式	154,865	30	平成19年３月31日	平成19年６月25日
平成19年５月14日取締役会	第１回優先株式	63,418	31.709	平成19年３月31日	平成19年６月25日
平成19年11月12日取締役会	普　通　株　式	92,880	18	平成19年９月30日	平成19年12月10日
平成19年11月12日取締役会	第１回優先株式	40,046	20.023	平成19年９月30日	平成19年12月10日

(2)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
平成20年５月12日取締役会	普　通　株　式	利益剰余金	61,900	12	平成20年３月31日	平成20年６月４日
平成20年５月12日取締役会	第１回優先株式	利益剰余金	32,090	16.045	平成20年３月31日	平成20年６月４日

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　　1,047円64銭

２．１株当たり当期純利益　　460円32銭

重要な後発事象に関する注記

当社は、平成20年５月12日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決議しました。これは、役員報酬を会社業績と連動した役員報酬制度に一本化させ、将来の債務を引き継ぐリスクを回避するものです。これにともない、平成20年６月20日開催の第53回定時株主総会において、本株主総会終結時に在任する役員に対し、本株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することを同株主総会において付議する予定であります。

なお、支給時期につきましては、当該役員の退任時とする予定であります。

また、当社が「私的整理に関するガイドライン」に基づく「再建計画」を終結させた第51期（平成18年３月期）以前の退職慰労金につきましては、辞退することも取締役会で決議しております。

（備考）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年５月15日

東洋シヤッター株式会社
取　締　役　会　御　中

栄　監　査　法　人
代表社員 業務執行社員　公認会計士　國　分　紀　一　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　迫　田　清　己　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、東洋シヤッター株式会社の平成19年４月１日から平成20年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋シヤッター株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は平成20年５月12日の取締役会で、役員退職慰労金の打ち切り支給を平成20年６月20日開催の第53回定時株主総会に付議することを、決定した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

(平成20年３月31日現在)　　単位：千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**9,360,271**	**流動負債**	**9,861,227**
現金及び預金	690,235	支払手形	3,241,630
受取手形	2,096,418	買掛金	996,402
売掛金	2,633,089	短期借入金	3,500,000
製品	4,027	長期借入金(1年以内返済予定)	500,000
材料	560,239	未払金	430,296
仕掛品	2,233,605	未払法人税等	75,773
貯蔵品	36,387	未払消費税	76,806
前払費用	377,472	未払費用	138,425
短期貸付金	8,205	前受金	555,625
未収金	736,529	預り金	78,491
その他	25,780	賞与引当金	216,381
貸倒引当金	△ 41,720	設備支払手形	51,394
固定資産	**8,985,059**	**固定負債**	**2,000,004**
有形固定資産	**8,447,930**	長期借入金	2,000,000
建物	3,410,181	長期繰延税金負債	4
構築物	205,571	**負債合計**	**11,861,232**
機械装置	514,595	**純資産の部**	
車輌運搬具	7,425	**株主資本**	**6,484,093**
工具器具備品	162,695	**資本金**	**1,838,213**
土地	4,147,461	**資本剰余金**	**0**
無形固定資産	**55,279**	その他資本剰余金	0
電話加入権	36,748	**利益剰余金**	**4,679,089**
その他	18,530	利益準備金	56,729
投資その他の資産	**481,849**	その他利益剰余金	4,622,359
投資有価証券	12,822	繰越利益剰余金	4,622,359
関係会社株式	20,000	**自己株式**	△ **33,210**
長期貸付金	38,803	**評価・換算差額等**	**6**
破産・更生債権等	69,196	**その他有価証券評価差額金**	**6**
差入保証金	168,056	**純資産合計**	**6,484,099**
事業保険積立金	30,000		
長期前払費用	55,743		
前払年金費用	151,129		
その他	5,332		
貸倒引当金	△ 69,234		
資産合計	**18,345,331**	**負債・純資産合計**	**18,345,331**

損 益 計 算 書

（平成19年４月１日から
平成20年３月31日まで）

単位：千円

科目	金	額
売上高		22,105,060
売上原価		16,792,873
売上総利益		**5,312,186**
販売費及び一般管理費		4,568,914
営業利益		**743,271**
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,157	
償却債権取立益	3,503	
受取手数料	4,332	
受取保険配当金	12,572	
受取賠償金	5,500	
その他	5,138	33,204
営業外費用		
支払利息	113,888	
借入手数料	28,989	
その他	24,309	167,187
経常利益		**609,288**
特別利益		
厚生年金基金代行返上益	1,900,264	1,900,264
税引前当期純利益		**2,509,553**
法人税、住民税及び事業税		60,962
当期純利益		**2,448,591**

株主資本等変動計算書

（平成19年４月１日から
平成20年３月31日まで）

単位：千円

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成19年３月31日残高	1,838,213	0	0	21,608	2,560,099	2,581,707	△ 27,614	4,392,306
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				35,120	△386,330	△351,209		△351,209
当期純利益					2,448,591	2,448,591		2,448,591
自己株式の取得							△ 5,595	△ 5,595
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計				35,120	2,062,260	2,097,381	△ 5,595	2,091,786
平成20年３月31日残高	1,838,213	0	0	56,729	4,622,359	4,679,089	△ 33,210	6,484,093

単位：千円

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年３月31日残高	42	42	4,392,349
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△351,209
当期純利益			2,448,591
自己株式の取得			△ 5,595
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△ 36	△ 36	△ 36
事業年度中の変動額合計	△ 36	△ 36	2,091,750
平成20年３月31日残高	6	6	6,484,099

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準および評価方法

有価証券	その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。 時価のないもの 総平均法による原価法
子会社株式	総平均法による原価法
棚卸資産	移動平均法による原価法

(2)固定資産の減価償却方法

有形固定資産	ａ平成19年３月31日以前に取得したもの　旧定額法 ｂ平成19年４月１日以降に取得したもの　定額法 なお、主な耐用年数は建物３～50年、機械装置２～13年になります。 (会計方針の変更) 法人税法の改正（(所得税法等の一部を改正する法律平成19年３月30日法律第６号）および（法人税法施行令の一部を改正する政令平成19年3月30日政令第83号)）にともない、平成19年４月１日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく方法に変更しています。なお、この変更による損益に与える影響額は軽微です。 (追加情報) 上記税法の改正により、平成19年３月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっています。上記により、売上総利益は、29,778千円、営業利益、経常利益、税引前当期純利益および当期純利益はそれぞれ35,599千円減少しています。
無形固定資産	定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3)引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、債権の回収可能性を検討して、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対する賞与支払に備えて、支給見込額に基づき当期負担額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 当事業年度末においては、前払年金費用459,876千円を資産に計上しております。 会計基準変更時差異（927,073千円）については、15年による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による按分額をそれぞれ発生の翌期より費用処理しております。

(追加情報)
当社は、確定給付企業年金法の施行にともない、厚生年金基金の代行部分について平成19年７月１日に厚生労働大臣から過去分返上の認可を受けています。当事業年度における損益に与えている影響額は、特別利益として1,900,264千円計上されています。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

リース取引の処理方法　リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

消費税等の会計処理方法　税抜方式を採用しております。

2．貸借対照表に関する注記

(1)担保に供している資産

土地	4,144,837千円
建物	3,368,228千円
構築物	138,130千円
計	7,651,197千円

上記に対応する債務は次のとおりであります。

借入金	6,000,000千円

(2)有形固定資産の減価償却累計額　7,197,791千円

(3)関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期債権	7,000千円
短期債務	10,738千円
長期債権	1,075千円

(4)コミットメントライン契約

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行５行とコミットメントライン契約を締結しております。

当事業年度末におけるコミットメントラインに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	1,000,000千円
当事業年度末借入未実行残高	500,000千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高は次のとおりであります。

営業取引による取引高	
関係会社からの仕入高	115,845千円
営業取引以外の取引高	207千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	28,743株

5．税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
繰越欠損金控除による税金回収見込額	2,584,687千円
賞与引当金	87,547千円
貸倒引当金	10,609千円
その他	5,657千円
繰延税金資産小計	2,688,502千円
繰延税金負債との相殺	△186,065千円
評価性引当額	△2,502,436千円
繰延税金資産合計	0千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△4千円
前払年金費用	△186,065千円
繰延税金負債小計	△186,070千円
繰延税金資産との相殺	186,065千円
繰延税金負債合計	△4千円
繰延税金負債の純額	△4千円

6．リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	工具他
取得価額相当額	238,013千円
減価償却累計額相当額	165,020千円
期末残高相当額	72,993千円

(注) 取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、「支払利子込み法」により算出しております。

(2)未経過リース料期末残高相当額

1年以内	42,705千円
1年超	30,288千円
合計	72,993千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、「支払利子込み法」により算出しております。

(3)支払リース料および減価償却費相当額

支払リース料	58,785千円
減価償却費相当額	58,785千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

7．関連当事者との取引に関する注記

属　性	会社等の名称	住　所	資本金(千円)	事業等の内容	議決権の所有割合	議決権の被所有割合	関係内容		取引の内容(注)	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
							役員の兼任	事業上の関係				
子会社	南東洋シヤッター(株)	鹿児島県姶良郡蒲生町	20,000	外注業務の請負	100%	0%	―	外注先	外注加工	115,845	買掛金	10,738
									運転資金の貸付	7,000	貸付金	8,075
									貸付金利息	207	―	―

取引条件および取引方針の決定等

（注）　価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉の上で決定しております。

8．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　　1,049円16銭

(2) １株当たり当期純利益　　460円55銭

9．重要な後発事象に関する注記

当社は、平成20年５月12日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、今後は役員報酬を会社業績と連動した役員報酬制度に一本化させ、将来の債務を引き継ぐリスクを回避するものです。これにともない、平成20年６月20日開催の第53回定時株主総会において、本株主総会終結時に在任する役員に対し、本株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給することを同株主総会において付議する予定であります。

なお、支給時期につきましては、当該役員の退任時とする予定であります。

また、当社が「私的整理に関するガイドライン」に基づく「再建計画」を終結させた第51期（平成18年３月期）以前の退職慰労金につきましては、辞退することも取締役会で決議しております。

（備考）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成20年５月15日

東洋シヤッター株式会社
取　締　役　会　御　中

栄　監　査　法　人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　國　分　紀　一　㊞
代表社員 業務執行社員　公認会計士　迫　田　清　己　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、東洋シヤッター株式会社の平成19年４月１日から平成20年３月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に関する注記に記載のとおり、会社は平成20年５月12日の取締役会で、役員退職慰労金の打ち切り支給を平成20年６月20日開催の第53回定時株主総会に付議することを、決定した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成19年４月１日から平成20年３月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制統括部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

第53回定時株主総会に取締役が提出しようとする議案について調査いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第127条第２号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(4) 議案の監査結果

第53回定時株主総会に取締役が提出しようとする議案について指摘すべき事項は認められません。

平成20年５月16日

東洋シヤッター株式会社　監査役会

常勤監査役　青　山　幹　雄　㊞

常勤監査役　山　口　正　明　㊞

社外監査役　津　田　尚　廣　㊞

社外監査役　堤　　昌　彦　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

1．変更の理由

今後、機動的な資本政策を図るため、自己の株式の取得を取締役会の決議により行うことを可能とする規定を新設するものであります。また、新設にともない以下の条数の繰り下げおよびそれに関連する箇所の修正を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現　行　定　款	変　　更　　案
(新　　設)	(自己の株式の取得) 第７条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる。
第７条 〜　(条 文 省 略)	第８条 〜　(現行どおり)
第10条 (優先配当およびその上限額) 第10条の２　当会社は、第46条に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度末の、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式１株につき年10円を上限として、優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を支払う。 ただし、当該事業年度において本条第２項に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。 ２．当会社は、第47条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式１株につき優先配当金の２分の１に相当する額の金銭を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(以下「優先中間配当金」という。）を支払う。	第11条 (優先配当およびその上限額) 第11条の２　当会社は、第47条に定める剰余金の配当を行うときは、毎事業年度末の、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、優先株式１株につき年10円を上限として、優先株式の発行に際して取締役会の決議で定める額の剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を支払う。 ただし、当該事業年度において本条第２項に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。 ２．当会社は、第48条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、優先株式１株につき優先配当金の２分の１に相当する額の金銭を上限として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭(以下「優先中間配当金」という。）を支払う。

現　行　定　款	変　更　案
第10条の３　(条文省略)	第11条の３　(現行どおり)
(参加条項)	(参加条項)
第10条の４　優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金のほか、普通株主または普通登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当金と同額の剰余金の配当金を、また第47条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、優先中間配当金のほか、普通株主または普通登録株式質権者に対して支払う中間配当金と同額の中間配当金を支払う。	第11条の４　優先株主または優先登録株式質権者に対しては、優先配当金のほか、普通株主または普通登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当金と同額の剰余金の配当金を、また第48条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、優先中間配当金のほか、普通株主または普通登録株式質権者に対して支払う中間配当金と同額の中間配当金を支払う。
第10条の５	第11条の５
〃　(条 文 省 略)	〃　(現行どおり)
第10条の10	第11条の10
(除斥期間)	(除斥期間)
第10条の11　第48条の規定は、優先配当金および優先中間配当金についてこれを準用する。	第11条の11　第49条の規定は、優先配当金および優先中間配当金についてこれを準用する。
第10条の12	第11条の12
〃　(条 文 省 略)	〃　(現行どおり)
第17条	第18条
(種類株主総会)	(種類株主総会)
第17条の２　第13条、第14条および第17条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。	第18条の２　第14条、第15条および第18条の規定は、種類株主総会についてこれを準用する。
第18条	第19条
〃　(条 文 省 略)	〃　(現行どおり)
第48条	第49条

第２号議案　取締役６名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員（６名）は任期満了となります。

つきましては、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の種類および数
1	藤田和育 (昭和21年６月24日生)	昭和45年11月　当社入社 平成６年４月　当社つくば工場長 平成11年10月　当社業務管理部長 平成12年４月　当社事業推進部長兼購買部長 平成12年６月　当社取締役事業推進部長兼購買部長 平成13年３月　当社取締役購買部担当兼事業推進部長 平成13年６月　当社取締役EM事業部、購買部担当兼事業推進部長 平成14年６月　当社代表取締役社長 平成15年６月　当社代表取締役社長職務全般、生産事業部、購買部、品質管理室担当 平成16年９月　当社代表取締役社長職務全般、購買部、品質管理室担当 平成18年４月　当社代表取締役社長兼執行役員社長、全般統括 平成19年４月　当社代表取締役社長兼執行役員社長、経営統括 平成20年４月　当社代表取締役社長兼執行役員社長、全般統括 現在に至る	普通株式 28,284株
2	山本宣 (昭和25年４月30日生)	昭和48年４月　㈱第一勧業銀行入行 平成９年６月　同行船場支店長 平成11年４月　同行支店第二部部長 平成12年５月　同行支店第三部部長 平成13年５月　同行大阪支店長 平成14年４月　㈱みずほ銀行大阪中央支店長 平成15年５月　みずほスタッフ㈱常務取締役 平成17年６月　当社取締役副社長、社長補佐、監査室担当 平成18年４月　当社取締役兼執行役員副社長、全般統括補佐、内部統制統括部担当 平成19年４月　当社代表取締役副社長兼執行役員副社長、執行統括 平成20年４月　当社代表取締役副社長兼執行役員副社長、全般統括 現在に至る	普通株式 3,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の種類および数
3	岩出政和 (昭和23年１月７日生)	昭和41年３月　当社入社 昭和63年10月　当社枚方工場長 平成７年４月　当社奈良工場長 平成８年４月　当社関西事業部副事業部長兼奈良工場長 平成９年６月　当社取締役関西事業部副事業部長兼奈良工場長 平成11年４月　当社取締役生産技術本部長兼資材部長 平成12年４月　当社取締役生産事業部担当兼メンテ事業部長 平成13年６月　当社取締役設計工務部、技術部担当兼メンテ事業部長 平成14年10月　当社取締役総務部、経理部、事務センター準備室担当兼経営企画室長 平成15年４月　当社取締役総務部、経理部、事務センター室担当兼経営企画室長 平成15年６月　当社取締役総務部、経理部、事務センター室、ISO推進部担当兼経営企画室長 平成16年６月　当社取締役経営企画室、総務部、経理部、事務センター室、ISO推進部担当 平成17年６月　当社取締役生産事業部、経営企画室、総務部、経理部、事務センター室、ISO推進部担当 平成18年４月　当社取締役兼専務執行役員生産製品本部長 平成19年４月　当社専務取締役兼専務執行役員生産製品本部長 平成20年４月　当社専務取締役兼専務執行役員生産製品本部管掌 現在に至る	普通株式 5,800株
4	岡田敏夫 (昭和37年11月４日生)	昭和61年４月　川鉄商事㈱入社 平成３年４月　当社入社 平成６年10月　当社営業企画室長 平成９年６月　当社取締役企画室長 平成11年４月　当社取締役管理本部副本部長兼企画室長 平成12年４月　当社取締役総務部担当兼企画室長 平成13年６月　当社取締役生産事業部、総務部、経理部担当兼企画室長 平成14年10月　当社常務取締役東日本地区事業部担当兼関東ビル建事業部長 平成15年４月　当社常務取締役東京本社統括 平成18年４月　当社取締役兼常務執行役員企画管理本部長 平成19年４月　当社取締役兼常務執行役員企画管理本部長兼新規事業開発部長 平成20年４月　当社取締役兼常務執行役員企画管理本部管掌兼企画管理本部長兼新規事業開発部長 現在に至る	普通株式 5,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の種類および数
5	生瀬　均 (昭和21年８月12日生)	昭和44年４月　当社入社 平成５年４月　当社東京営業部長 平成８年４月　当社関東事業部副事業部長兼東京営業部長 平成12年４月　当社ビル建事業部長 平成13年６月　当社取締役関東ビル建事業部長 平成14年10月　当社取締役EM事業部、営業推進部、技術部、設計工務部担当 平成15年４月　当社取締役EM事業部、技術部、設計工務部担当 平成17年６月　当社取締役西日本事業部、EM事業部担当 平成18年４月　当社取締役兼常務執行役員営業本部長 平成19年４月　当社取締役兼常務執行役員営業本部長兼東日本営業ユニット部門長 平成20年４月　当社取締役兼常務執行役員営業本部管掌 現在に至る	普通株式 14,960株
6	小田　修 (昭和29年２月８日生)	昭和51年３月　㈱日本シャッター製作所入社 平成13年１月　当社九州支店長 平成16年３月　当社EM事業部長兼オーシマ営業部長 平成18年４月　当社内部統制統括部長兼リスク管理室長 平成19年６月　当社取締役内部統制統括部長兼リスク管理室長 平成20年４月　当社取締役内部統制統括部長 現在に至る	普通株式 1,100株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役　青山　幹雄、山口　正明、堤　昌彦の３氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役３名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の種類および数
1	山口正明 (昭和21年10月21日生)	昭和44年４月　当社入社 平成12年４月　当社東日本メンテ支店長 平成13年２月　当社東日本地区事業部長兼東京支店長 平成14年10月　当社事務センター準備室長 平成15年４月　当社事務センター室長 平成16年６月　当社常勤監査役 現在に至る	普通株式 5,200株
2	増山久雄 (昭和20年10月31日生)	昭和40年10月　㈱日本シャッター製作所入社 平成16年９月　当社関西事業部長 平成17年６月　当社取締役関西事業部長 平成18年４月　当社取締役兼上席執行役員営業本部営業管理部長兼営業企画室長兼EM営業部長 平成19年４月　当社上席執行役員営業本部営業管理部長 平成20年４月　当社顧問 現在に至る	普通株式 6,200株
3	堤昌彦 (昭和29年4月27日生)	昭和53年４月　監査法人中央会計事務所入所 昭和56年２月　公認会計士登録 昭和57年７月　監査法人中央会計事務所退所 昭和57年７月　公認会計士　堤泰助事務所入所 平成６年２月　公認会計士　堤泰助事務所退所 平成６年２月　堤公認会計士事務所所長就任 現在に至る 平成10年２月　有朋監査法人代表社員就任 現在に至る 平成14年３月　㈲御堂筋プランニング　取締役就任 現在に至る 平成15年６月　㈱ニチダイ　監査役就任 現在に至る 平成17年６月　当社監査役就任 現在に至る	普通株式 500株

(注) 1.　候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2.　堤　昌彦氏は、社外監査役候補者であります。

3.　社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外監査役候補者とする理由について

堤　昌彦氏については、会計士としての豊かな経験と優れた識見を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

また、同氏の当社社外監査役就任期間は本総会終結の時をもって３年となります。

(2) 社外監査役としての責任限定契約について

当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外監査役候補者　堤　昌彦氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第４号議案　監査役補欠者１名選任の件

監査役補欠者　小林　喜雄氏は本総会開始の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役補欠者１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、候補者からは、法令に定める監査役の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴および他の法人等の代表状況	所有する当社の株式の種類および数
小　林　喜　雄 (昭和24年10月５日生)	昭和48年８月　監査法人　中央会計事務所入所 昭和52年10月　公認会計士登録 昭和57年12月　監査法人　中央会計事務所退所 昭和58年１月　公認会計士　小林喜雄事務所所長 現在に至る 平成11年６月　当社監査役 平成17年６月　当社監査役補欠者 現在に至る 平成17年６月　小太郎漢方製薬㈱　監査役 現在に至る 平成17年６月　ゼット㈱　監査役補欠者 現在に至る 平成19年10月　㈱五ツ木書房　監査役 現在に至る	普通株式 2,000株

(注) 1.　候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2.　小林　喜雄氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。
3.　社外監査役補欠者に関する特記事項は以下のとおりであります。
(1) 社外監査役補欠者とする理由について
小林　喜雄氏については、公認会計士としての豊富な経験と優れた識見を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役補欠者として選任をお願いするものであります。
(2) 社外監査役としての責任限定契約について
当社は社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めており、社外監査役補欠者　小林　喜雄氏は、監査役が法令に定める員数を欠くことになり就任することとなった場合は、当社との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第１項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第５号議案　取締役および監査役に対する退職慰労金制度廃止にともなう打切り支給の件

本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役　青山幹雄氏が退任されますので、在任中の労に報いるため、当社の内規に基づき退職慰労金を贈呈いたしたく、具体的な金額、贈呈の時期および方法等については、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。なお、支給対象期間につきましては注記に記載のとおりでございます。

退任監査役の略歴は以下の通りであります。

氏　　名	略　　歴
青　山　幹　雄	平成16年６月　当社監査役　　現在に至る

当社は、平成20年５月12日開催の取締役会の決議により、役員退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止することといたしました。

これにともない、本定時株主総会終結時に在任する取締役６名および監査役３名に対し、それぞれの就任時から本定時株主総会終結の時までの在任中の功労に報いるため、当社における一定基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

また、贈呈の時期は、取締役および監査役の退任時といたしたいと存じます。その具体的な金額、支給の方法等につきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。なお、支給対象期間につきましては注記に記載のとおりでございます。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
藤　田　和　育	平成12年６月　当社取締役 平成14年６月　当社代表取締役社長　　現在に至る
山　本　　宣	平成17年６月　当社取締役副社長 平成19年４月　当社代表取締役副社長　現在に至る
岩　出　政　和	平成９年６月　当社取締役 平成19年４月　当社専務取締役　　現在に至る
岡　田　敏　夫	平成９年６月　当社取締役 平成14年10月　当社常務取締役 平成18年４月　当社取締役　　現在に至る
生　瀬　　均	平成13年６月　当社取締役　　現在に至る
小　田　　修	平成19年６月　当社取締役　　現在に至る
山　口　正　明	平成16年６月　当社常勤監査役　　現在に至る
津　田　尚　廣	平成15年６月　当社監査役　　現在に至る
堤　　昌　彦	平成17年６月　当社監査役　　現在に至る

注記

当社が「私的整理に関するガイドライン」に基づく「再建計画」を終結させた第51期（平成18年３月期）以前の退職慰労金につきましては、辞退することを取締役会で決議し各監査役の同意も得ております。

それにより、支給対象期間は第52期（平成19年３月期）および第53期（平成20年３月期）の２年間となります。

以　上

株主総会会場ご案内略図

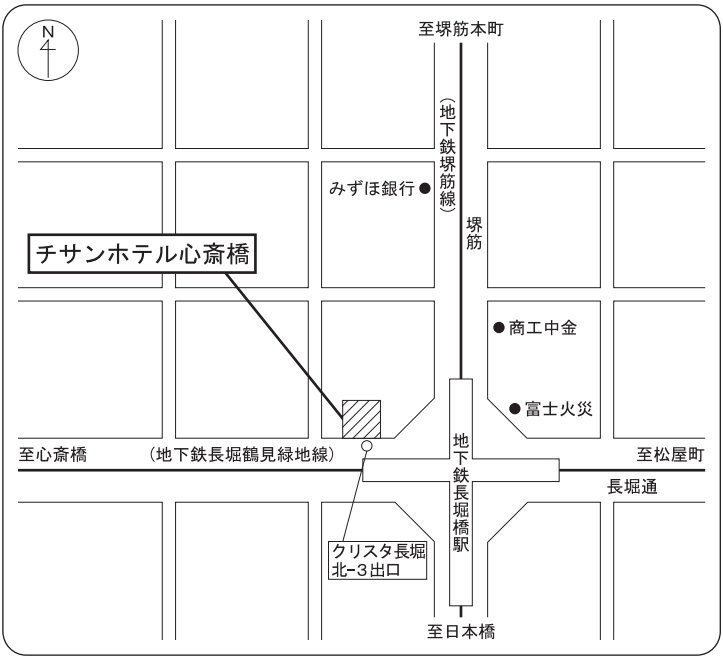

会場　チサンホテル心斎橋　第一会場
大阪市中央区南船場２丁目４番10号
TEL（06)6263-1511

交通　地下鉄堺筋線または長堀鶴見緑地線
「長堀橋」駅下車
２-A出口方面
「クリスタ長堀」北-３出口よりすぐ